

議案第 5 号 平成 31 年度豊見城市一般会計予算に対する附帯決議

平成 15 年の地方自治法の一部改正により公立図書館の指定管理者制度が導入され、全国で公立図書館の指定管理への移行が始まりました。しかし、住民への十分な情報提供や説明がないまま導入していることへの不信、不適切な運営により様々な問題が起こり、全国ニュースで契約の解除が報道される事態が後を絶ちません。

今回の委員会予算説明の「平成 32 年度図書館の指定管理に向けた債務負担行為において」では、議会の懸念する事案を解消するに至っていないことから、図書館を所管する教育委員会のみならず、予算を提案された地方公共団体の長の責任のもと、制度設計及び地方自治法第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）の趣旨を十分に考慮し、これまでの経緯説明や議論不足、責任の所在など指摘が相次いだことを鑑み、双方で協議を重ね、今後の取り組みを双方において進めることを強く要望し、議案第 5 号 平成 31 年度一般会計予算について下記の通り求める。

記

- 1、図書館運営の継続性や安定性、専門職員の確保・育成をどのようにするかを明らかにし、市民並びに関係各所に経緯や今後の展望（計画の情報）を説明すること。
- 2、指定管理移行後の所管を明確にし、働く職員の労働条件を悪化させず安定的なサービスの維持向上を図り、図書館利用者の声が反映できる仕組みを作ること。
- 3、民間任せや民間押し付けがないよう、市の図書館基本計画を策定すること。

以上、決議する。

平成 31 年 3 月 27 日

豊見城市議会

あて先 豊見城市長